

【国基本指針と県感染症予防計画の関係図】

基本指針項目 ※順不同

現行の予防計画項目

新たな予防計画項目案

既存の項目 (改正に伴う追記等は赤字)

既存の項目

感染症法に記載のある予防計画の項目に○

- 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 国が主体となる項目**
- 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保
- 感染症の発生の予防のための施策
- 感染症のまん延の防止のための施策
- 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 感染症及び病原体等に関する **情報の収集、調査及び研究**
- 感染症の**病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上
- 感染症の予防に関する人材の養成**及び資質の向上**
- 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重
- 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、**病原体等の検査の実施**並びに医療の提供のための施策
- その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 計画の策定
- 計画の位置づけ
- 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 計画推進に当たって果たすべき役割
- 計画の推進体制
- 感染症の発生予防のための施策
- 感染症のまん延防止のための施策
- 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策
- 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する施策
- 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策
- 感染症の予防に関する人材の養成に関する施策
- 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策
- 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策
- その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

感染症法上の名称：※1

「感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標」

一部、県の備蓄について記載

- 国が主体となる項目**
- 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進
- 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保**
- 感染症の患者の移送のための体制の確保**
- 医療を提供する体制の確保等に係る目標※1**
- 宿泊施設の確保**
- 外出自粛患者の療養生活の環境整備※2**
- 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針**
- 感染症の予防に関する保健所の体制の確保**

- 感染症の患者の移送のための体制の確保**
- 医療を提供する体制の確保等に係る目標※1**
- 宿泊施設の確保**
- 外出自粛患者の療養生活の環境整備※2**
- 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針**
- 感染症の予防に関する保健所の体制の確保**

追加を予定する項目

- 
- 
- 
- 
- 
- 

感染症法上の名称：※2

「新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備」

第1章 総論

- 第1 計画の策定
- 第2 計画の位置づけ
- 第3 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 第4 計画推進に当たって果たすべき役割
- 第5 計画の推進体制

第2章 各論

- 第1 感染症の発生予防のための施策
- 第2 感染症のまん延防止のための施策
- 第3 感染症及び病原体等に関する**情報の収集、調査及び研究**に関する施策
- 第4 **感染症の**病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策
- 第5 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策
- 第6 **感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策**
- 第7 **医療を提供する体制の確保等に係る目標※1**
- 第8 **宿泊施設の確保**
- 第9 **外出自粛患者の療養生活の環境整備※2**
- 第10 **感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針**
- 第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策
- 第12 感染症の予防に関する人材の養成**及び資質の向上**に関する施策
- 第13 **感染症の予防に関する保健所の体制の確保**
- 第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、**病原体等の検査の実施**並びに医療の提供のための施策
- 第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

追加された項目